

京都府議会 2018 年 9 月定例会

ばば こうへい議員の議案討論	1
浜田 よしゆき議員の意見書討論	3
議案議決結果	5
意見書・決議案・請願審査結果	6
意見書・決議案文	7
京都府議会定数について（コメント）	14
選挙区・定数等に係る検討結果	15

●京都府議会 2018 年 9 月定例会で、ばばこうへい議員、浜田よしゆき議員が行なった討論を紹介します。

議案討論

ばば こうへい議員（日本共産党 京都市伏見区） 2018 年 10 月 4 日

日本共産党の馬場こうへいです。

ただいま議題となっています、議案 17 件のうち、第 8 号議案「京都府府営住宅条例一部改正の件」及び、第 14 号議案「財産取得の件」の 2 件に反対し、他の議案に賛成する立場で討論します。

まず、第 1 号議案「平成 30 年度京都府一般会計補正予算（第 3 号）」及び第 22 号議案「平成 30 年度京都府一般会計補正予算（第 4 号）」については、賛成するものですがいくつか申し上げておきます。

今夏は、大阪北部地震に始まり、豪雨、台風など度重なる自然災害により、全国でも府内各地でも深刻な被害が発生しています。被害に遭われたみなさまに改めて心からお見舞いを申し上げます。また、災害が起こるたびに、多くの府職員のみなさんが昼夜を分かたずご尽力頂いていることに心から感謝と敬意を申し上げます。

両議案は、大部分が災害対応の補正予算となっています。深刻な被害がある中で、早急かつ柔軟な執行が求められています。また、巨額の府民負担を強いる大型プロジェクトを見直し、大きく遅れた河川整備や土砂災害対策の抜本的な前倒しと、そのための予算の拡充、災害規模の大小にかかわらず幅広い住宅の被災に対応できる制度の確立、災害対応のたびに現場に過重な負担を強いる状況にある職員体制の抜本的拡充と土木事務所の再配置など組織体制の見直しなど、府政のあり方の抜本的転換が大きく問われています。

なお、「中高年期いきいき健康づくり推進事業費」300 万円については、府民の健康診断情報や医療・介護レセプト情報を分析し、市町村別の健康課題を抽出する先行モデルとなる市町村の効果測定や分析・検証を行い、府全域への展開につなげるとされています。

しかし、国は大元となるデータヘルスケア事業を推進しながら、医療費削減をした市町村には支援金を出さず、市町村自らが医療費削減競争へと突き進むことに道を開く危険なものであることを厳しく指摘しておきます。

次に、第 8 号議案「京都府府営住宅条例一部改正の件」についてです。

この議案は、京都府住宅供給公社に委託してきた府営住宅の管理業務を指定管理へ移行するためのものです。本府は、平成 21 年度にそれまで府直営で行っていた府営住宅の管理業務を、京都府住宅供給公社に委託しました。この 10 年間の運営は、工事費に係る委託料に人件費等の必要な経費が計上されない中、公社

では、委託前の収益を取り崩して毎年度の赤字を補填し収支をはかり、府などの退職者や非正規雇用に依存するなど、厳しい職員体制の中で適正な管理業務に努力されてきました。にもかかわらず、この間の総括も明らかにせず、一方的に方針転換することは、公営住宅における府の責任を放棄し、さらに、公共サービスを全面的に民間に差し出すものです。しかも、府内最大規模の団地である西大久保団地の連合自治会は、母子家庭や生活保護受給者や高齢者、障害者などが多く入居していることから、非常にナーバスな管理を民間不動産業者等にゆだねることに懸念を示し、反対を表明されています。

住宅供給公社職員の雇用と労働条件を不安定にさらし、入居者への説明と対応を置き去りにした府営住宅管理の指定管理への移行は撤回すべきです。よって、第8号議案には反対です。

次に、第14号議案「財産取得の件」についてです。

この議案は、建設中の京都経済センター（仮称）の3・4階などの部分を、一般財団法人中小企業センターから買い取るためのものです。

そもそも、京都経済センター（仮称）の建設にあたっては、当時の商工労働観光部長が中小企業会館を管理運営している中小企業センターの理事会で「お金の心配はしなくていい」と発言し、20億円もの建設費の負担能力のない中小企業センターを区分所有者にして、建設を強行した事自身に大きな問題があります。しかも、中小企業会館をどうするのか、今後の中小企業支援をどうするのかという府の説明責任を放棄してきたうえに、その後も「高い賃料では移れない」という声が、中小企業会館に入居する団体から上がっているにもかかわらず、入居者募集を強行し、移転出来ない団体が出ていることも重大です。

本議案の審議を通じ、今後の管理運営については、株式会社も含むあらゆる団体・組織を対象に公募による選定を行う事が明らかとなるなど、中小企業支援に対する府の責任を更に薄めていく危険が或ことも明らかとなりました。

このように、中小企業センターを都合良く利用しながら、府の責任を放棄し役割を薄めるやり方は到底認められません。よって第14号議案には反対です。今ある中小企業会館の存続もあわせて強く求めておきます。

最後に一言申し上げます。

今議会では議会運営委員会、選挙区・定数小委員会が本日の本会議に、定数問題の結論を出すべく開催されてきました。9月28日の第4回小委員会で、自民党会派から突如「精華町を定数1の単独選挙区として分区」することで、議会定数を「1増0減」する案が出されました。ところが、10月1日に、木津川市、和束町、笠置町、南山城村の各議長、市長村長から、精華町を分区することに「地域を分断するもの」として、反対する要望書が出される事態となり、自民党案は撤回せざるを得なくなりました。

そもそも、選挙区や定数の問題を考える上で最も大切にしなければいけないのは、多様な府民の意思を的確に府政に反映させることであり、定数1の小選挙区を作ることは大政党に有利な党利党略以外のなものでもありません。しかも、府民の政治参加の権利にかかる重要な案件を期限が迫っている時期に提案し、通してしまおうとしたことは重大であり、厳しく指摘しておきます。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

意見書・決議案討論

浜田 よしゆき議員（日本共産党・京都市北区）

2018年10月4日

日本共産党の浜田よしゆきです。ただいま議題となっています、意見書案12件、決議案3件のうち、我が会派提案の4意見書案及び3決議案、3会派提案の「私学教育の振興に関する意見書案」「学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書案」「危機管理体制の充実と被災者支援の強化を求める意見書案」の3意見書案と府民クラブ提案の「重度障害児（者）及び医療的ケアが必要な障害児（者）の在宅生活支援施策の充実を求める意見書案」に賛成し、他の意見書案に反対する立場から討論を行います。

まず、我が会派提案の意見書・決議案についてです。

最初に、「災害対策と被災者支援の抜本的強化を求める意見書案」及び「災害対策の抜本的強化を求める決議案」についてです。

この夏は、大きな地震、記録的豪雨、強力台風の上陸が相次ぎ、「災害級」の猛暑もありました。異常気象と自然災害によって、国民が、「国難」ともいうべき、大変な苦難に直面しています。今こそ、国も京都府も、現在の法律や制度のフル活用や柔軟運用で被災者支援を強化するとともに、従来の枠を超えた抜本的な対策を真剣に検討すべき時です。国においては、野党が共同して提案している、支給額を増額し対象も広げる被災者生活再建支援法改正案の成立をはじめ、被災者支援対策の抜本的な拡充をはかるとともに、国土と地域を総点検し、自然災害から住民の安全を守る抜本的な対策を講じるべきです。京都府においては、京都府独自の被災者支援策を拡充するとともに、府域の危険箇所等の総点検を行い、ブロック塀の改修補助制度の拡充、広域振興局や土木事務所を再編前に戻すことなど、府民の安全を守る対策と体制を抜本的に強化すべきです。なお、3会派提案の「危機管理体制の充実と被災者支援の強化を求める意見書案」は、我が会派の意見書案への対案として提出されたものですが、本来共同して提案できる内容のものであり、賛成します。

次に、「米軍レーダー基地の撤去を求める意見書案」についてです。

9月30日投開票で行われた沖縄県知事選挙では、翁長知事の遺志を受け継ぎ、辺野古への米軍新基地建設計画に反対する玉城デニー候補が、自民・公明・維新などが推薦する安倍政権丸抱えの佐喜眞淳候補に、8万票の大差をつけて勝利しました。この結果は、「辺野古に新基地はつくらせない」「普天間基地は即時閉鎖・撤去を」という沖縄県民の確固たる意思を示したものです。同時に、朝鮮半島情勢が戦争から平和へと激動し、北東アジアにおける米軍基地の存在理由が問われる事態になっているのに、アメリカによる基地おしつけを唯々諾々と受け入れる安倍政権への審判を下した選挙でもありました。

朝鮮半島の平和と非核化をめざす流れの中で、米軍レーダー基地の存在そのものが問われています。

また、この間のドクターヘリの要請にも関わらず、レーダーが停波されなかった問題は、国会でも取り上げられ、防衛省は、日本共産党の井上さとし参議院議員に、「米軍の運用上やむを得ない場合を除き、要請を認めるものと承知」と説明しており、府民の命よりも軍事優先の米軍基地の本質が明らかになっています。日本政府は、米軍レーダー基地のすみやかな撤去をアメリカに求めるべきです。

次に、「生活保護基準の引き下げの撤回を求める意見書案」についてです。

安倍政権は、2013年の大幅引き下げに続いて、この10月から、生活保護基準をさらに引き下げ、160億円もの生活扶助費を減額しようとしています。削減対象は、生活保護世帯の約7割にも及びます。生活保護利用者や支援団体は、9月14日に、これ以上の引き下げは許さないと、減額処分の取り消しを求める「1万人審査請求運動」を全国の利用者に呼びかけました。呼びかけ人の1人は、「猛暑でも電気代が高いのでエアコンは使うに使いえなかった」「1日に1食か2食しか食べない」など、困窮する生活実態を切々と語られました。生活保護基準は最低賃金や年金、就学援助など、国民生活の土台になるものであり、その引き下げは国民生活全体に悪影響を及ぼします。人間らしい生活を守るためにも、生活保護基準の引き上げ

こそ必要であり、引き下げは撤回すべきです。

次に、「無期転換阻止や派遣切りを許さない対策を求める意見書案」についてです。

2015年9月30日に施行された改定労働者派遣法では、派遣先が同一事業所で派遣労働者を継続して受け入れることができる期間は原則3年となりました。この9月30日で施行から3年を迎えることから、派遣先に直接雇用されるか、雇い止めされるかの岐路に立つ労働者が多数います。15年改定では、業務単位の派遣期間の制限は廃止され、事業所単位と個人単位の二つの制限に変わりましたが、個人単位の期間制限により、派遣先が3年を超えて派遣を受け入れる場合、派遣労働者を入れ替えるか、所属組織を変えれば、永続して派遣を利用できるようになりました。また、2013年の労働契約法改正により、5年を超える有期契約労働者が無期に転換することを求めるルールができましたが、労働者の申し入れ権利を踏みにじる無期雇用への転換を阻止するルールを作っている企業が多数あることが明らかになっています。すでに、無期転換阻止や派遣切りが発生しており、今後さらにこれらの事態が拡大していくことが危惧されています。政府として、派遣労働者の無期雇用・直接雇用化のための対策を早急に打つべきです。

次に、「家族・小規模農業の振興策の抜本的強化を求める決議案」についてです。

安倍政権は、「国際競争力の強化」が必要として農業に画一的な大規模化やコスト低下を押しつけ、中小の家族経営は「非効率」として切り捨ててきました。農政「改革」と称して、農地・農業委員会・農協など戦後の家族農業を支えてきた諸制度を次々に解体してきました。昨年の国会では、農業競争力強化支援法など関連法を成立させ、種子法の廃止も強行しました。農村の現場の声にはまったく耳を貸さず、規制改革推進会議などの財界委員の主張を一方的に採用して暴走を繰り返したのです。さらに米価の大暴落には何の対策も取らず、2018年産からは米の需給や価格を完全に市場まかせにしようとしています。国内農業を、外国産を含めて全面的な自由競争に投げ出し、「競争力ない農業はつぶれてもかまわない」という無責任な農政にほかなりません。これらは、中山間地の小規模・家族農業が主体の京都府の農業には、重大な影響を与えることは、火を見るより明らかです。国に、家族・小規模農家への支援の強化を求めるとともに、京都府として、戸別所得補償制度の創設などを行うべきです。

次に、「京都子ども文化会館の存続と充実を求める決議案」についてです。

本議会には、「京都子ども文化会館（エンゼルハウス）を大切に守り発展させることを求める陳情書」が出され、京都府には、存続を求める4000筆もの署名が届けられています。開館以来35年間にわたって、地域に愛され、青少年が芸術・文化を鑑賞し、創造・発表する場として、また、絵画・書道・合唱などの「子ども文化教室」などにより、青少年の健全・育成に大きな役割を果たしてきた京都文化会館は、存続・発展させることこそ、京都府の責任です。京都子ども文化会館のあり方懇談会では、多くの委員が、子どもたちが文化を通して育つことの大切さや「子ども文化会館」の役割の重さを話されたにもかかわらず、報告書の「多額の税金をかけて大規模改修や施設建替を行うことに多くの府民・市民の理解を得るのは難しいのではないか」という発言をもとに、京都府が廃止しようとするのは問題です。「子育て環境日本一をめざす」ということにも逆行しています。京都府は、多くの府民・市民の要望に耳を傾け、「京都子ども文化会館」を存続・充実させるべきです。

次に、自民・公明提案の「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案」は、使用者負担として国民の税金が使われることに、国民の理解が得られていないもとの、拙速にすすめるべきではなく、反対です。

次に、3党派提案の「森林整備体制の強化を求める意見書案」は、森林所有者に適切な経営管理を促すことを名目に、地域林業のあり方を歪める林業の成長産業化をねらう「新しい森林管理システム」を促進しようとしており、反対です。

次に、3党派提案の「水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書案」は、安全な水の供給を維持していくのに、「広域連携の推進」や「官民連携の推進等具体的な措置を講じることにより水道の戦略的な基盤強化に取り組むこと」と求めています。これは、これまで自治体が営々と担ってきた水道という住民福祉の増進をはかる基盤となる事業から運営権を民間事業者に移すコンセッション方式等として民営化させ、水道事業を外国資本を含む民間企業に投げ出すもので、水道事業が自治体や住民から遠い存在となり、公共の福

社の増進という本来の目的を果たせなくさせるものであり、反対です。

次に、3党派提案の「キャッシュレス社会の実現を求める意見書案」は、情報の漏洩や一元化することによる乱用など危険性が高く、また、拙速に進めれば、高齢者と他の世代との格差を広げかねないので、反対です。

なお、府民クラブ提出の「重度障害児（者）及び医療的ケアが必要な障害児（者）の在宅生活支援施策の充実を求める意見書案」については賛成するものですが、この間、京都府が、重度障害児（者）が利用する事業所への府独自の看護師配置補助事業や民間社会福祉施設サービス向上補助金を廃止したことは重大だと、指摘しておきます。

以上で、討論を終わります。

平成 30 年9月定例会 請願・議案・意見書・決議の議決結果

議案 番号	件名	議決	議決結果	賛否				
		月日		共産	自民	府民	公明	維新
第1号	平成30年度京都府一般会計補正予算(第3号)	10月4日	可決	○	○	○	○	○
第2号	平成30年度京都府国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	10月4日	可決	○	○	○	○	○
第3号	京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例一部改正の件	10月4日	可決	○	○	○	○	○
第4号	個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例一部改正の件	10月4日	可決	○	○	○	○	○
第5号	青少年の健全な育成に関する条例一部改正の件	10月4日	可決	○	○	○	○	○
第6号	京都府立都市公園条例一部改正の件	10月4日	可決	○	○	○	○	○
第7号	建築基準法施行条例一部改正の件	10月4日	可決	○	○	○	○	○
第8号	京都府府営住宅条例一部改正の件	10月4日	可決	×	○	○	○	○
第9号	京都府立医科大学附属北部医療センターがん診療棟整備工事委託契約締結の件	10月4日	可決	○	○	○	○	○
第10号	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事請負契約変更の件	10月4日	可決	○	○	○	○	○
第11号	木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター建設工事委託契約変更の件	10月4日	可決	○	○	○	○	○
第12号	京都府保健環境研究所及び京都市衛生環境研究所新築(合築)工事請負契約変更の件	10月4日	可決	○	○	○	○	○

第13号	京都府警察本部庁舎新築工事請負契約変更の件	10月4日	可決	○	○	○	○	○
第14号	財産取得の件	10月4日	可決	×	○	○	○	○
第15号	損害賠償の額を定める件	10月4日	可決	○	○	○	○	○
第16号	都市公園を設置すべき区域の決定の件	10月4日	可決	○	○	○	○	○
第22号	平成30年度京都府一般会計補正予算(第4号)	10月4日	可決	○	○	○	○	○
第23号	人事委員会委員の選任について同意を求める件	10月4日	同意	○	○	○	○	○

意見書 案番号	件名	議決 月日	提案会派	賛否				
				共産	自民	府民	公明	維新
第1号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書	10月4日	自・公	○	×	×	○	×
第2号	私学教育の振興に関する意見書	10月4日	自・公・府民	○	○	○	○	○
第3号	学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保を求める意見書	10月4日	自・公・府民	○	○	○	○	○
第4号	水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書	10月4日	自・公・府民	×	○	○	○	○
第5号	森林整備体制の強化を求める意見書	10月4日	自・公・府民	×	○	○	○	○
第6号	キャッシュレス社会の実現を求める意見書	10月4日	自・公・府民	×	○	○	○	○
第7号	災害対策と被災者支援の抜本的強化を求める意見書	10月4日	日本共産党	○	×	×	×	×
第8号	危機管理体制の充実と被災者支援の強化を求める意見書	10月4日	自・公・府民	○	○	○	○	○
第9号	重度障害児(者)及び医療的ケアが必要な障害児(者)の在宅生活支援施策の充実を求める意見書	10月4日	府民	○	×	○	×	×
第10号	米軍レーダー基地の撤去を求める意見書	10月4日	日本共産党	○	×	×	×	×
第11号	生活保護基準の引き下げの撤回を求める意見書	10月4日	日本共産党	○	×	×	×	×
第12号	無期転換阻止や派遣切りを許さない対策を求める意見書	10月4日	日本共産党	○	×	×	×	×
決議案	件名	議決	提案会派	共産	自民	府民	公明	維新
第1号	災害対策の抜本的強化を求める決議	10月4日	日本共産党	○	×	×	×	×
第2号	「京都子ども文化会館」の存続と充実を求める決議	10月4日	日本共産党	○	×	×	×	×
第3号	家族・小規模農業の振興策の抜本的強化を求める決議	10月4日	日本共産党	○	×	×	×	×

災害対策と被災者支援の抜本的強化を求める意見書

深刻な被害をもたらした台風21号に続いて、台風24号が襲来し、全国で猛威をふるい、京都府域においても大きな被害が発生している。台風21号では強風により広い地域で住宅被害が続出し、文化財への被害や倒木による長期の停電、農林漁業の被害など、府民生活と営業に大変な困難を広げている。

また、6月の大阪北部地震、7月西日本豪雨災害でもかつてないほどの深刻な被害が広がり、多くの府民が日常の暮らしを突然奪われたり、生活や生業、集落やまちの再建に大きな困難を強いられている。

このため、国におかれては、現在の法律や制度を広く適用・運用するとともに、これまでの枠にとどまらず、すべての被災者への支援と対策に踏み出すことが求められている。また、連続する自然災害により浮き彫りになった問題点を徹底検証し、国土と地域の総点検で住民の安全を守る対策を講じるべきである。

よって、以下の点について取り組みを進められたい。

- 1 現在の被災者生活再建支援法は、支給額は少額で適用対象も限られており、大阪北部地震、7月西日本豪雨、台風21号被害では、被害住宅戸数は多いものの、多くは「一部損壊」であるためほとんど対象にならない。支給額の増額とともに対象を広げ、「一部損壊」等も対象にするなど拡充すること。
- 2 ビニールハウスや資材置き場の倒壊など農業施設の被害、大規模な倒木など林業の被害は深刻であり、被災した農林漁業者が一刻も早く経営を再開・継続できるように支援を行なうこと。営業再開にむけ、商店や工場の建物、屋根の修繕や生業支援を行なうこと。
- 3 社寺等をはじめ、貴重な文化財にも大きな被害が発生しており、未指定文化財も含め災害復旧・文化財の保全にたいする支援を行なうこと。
- 4 直轄河川や府管理河川などにおいて、堤防の溢水や内水氾濫が発生し、家屋や道路、農地などの冠水で被害が出ている。河川整備の前倒しをはじめ予算の拡充を行なうこと。
- 5 集中豪雨や地震により土砂災害の危険が高まっており、土砂災害対策をハード・ソフトともに強化すること。
- 6 学校や通学路におけるブロック塀の改修への補助制度をつくること。また、自治体での危険箇所の総点検・安全対策への財政支援を行なうこと。
- 7 猛暑のなか冷房設備も間仕切りもない学校体育館など、国際的な水準と比べても遅れた避難所の環境改善が求められる。高齢者・障害者など要支援者の避難体制とともに見直しを行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月4日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
農林水産大臣	斎藤健殿
文部科学大臣	林芳正殿
国土交通大臣	石井啓一殿
防災大臣	小此木八郎殿

京都府議会議長 村田正治

意見書案第 10 号

米軍レーダー基地の撤去を求める意見書

この間、米朝首脳会談をはじめ、朝鮮半島の平和と非核化をめざす大きな歴史的プロセスが始まっており、日本政府も認めているとおり北朝鮮が弾道ミサイルを発射する可能性も限りなく低くなっている。このためJアラートによる避難訓練を中止し、地对空誘導弾パトリオット（PAC3）を撤去する等対応が進められている。これらは、北朝鮮の弾道ミサイル追尾のための米軍レーダー基地は存在そのものが問われる事態となっている。

こうした中、今年5月15日にドクターヘリで負傷した男性を搬送する際、レーダーの停波がされなかった問題について、政府が「米軍の運用上やむを得ない場合を除き、要請を認めるものと承知」していると国会において説明したことは、米軍の運用上の判断により、府民の安全・安心が軽んじられるものである。繰り返し約束を反故にし、府民の安全を脅かす、米軍レーダー基地は、世界の平和の流れに逆行するもので、これ以上の存続は断じて容認できない。

については、国においては、米軍レーダー基地の速やかな撤去をアメリカに求めるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月4日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
法務大臣	上 川 陽 子 殿
外務大臣	河 野 太 郎 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
防衛大臣	小野寺 五 典 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

生活保護基準の引き下げの撤回を求める意見書

安倍内閣は生活保護費のうち、食費や光熱費など日常生活費に充てる「生活扶助」の支給基準を見直し、10月から生活保護利用世帯の約7割で生活扶助の引き下げを強行した。これは2018年から2020年にわたる3年間で毎年生活扶助の削減をおこなう計画の第一弾である。

すでに、2013年8月から3年間かけて生活扶助基準は平均6.5%、最大10%も引き下げられ、2015年からの住宅扶助と冬期加算の削減とともに、子どものいる家庭や高齢者世帯に重大な影響を与えている。

生活保護基準は、憲法25条がすべての国民に権利として保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を具体化した基準であり、最低賃金、地方税の非課税基準、各種社会保険制度の保険料や一部負担金の減免基準、就学援助などの諸制度と連動しているものであり、引き下げは生活保護利用世帯の生存権を直接脅かすとともに、生活保護を利用していない市民生活全般にも多大な影響を及ぼすものである。

さらに、今回の見直しは生活保護基準以下の生活をしている人たちが多数含まれている最下位の所得階層と生活保護世帯の消費実態を比較している。これでは「健康で文化的な最低限度の生活」の水準を際限なく引き下げ、貧困のスパイラルを深めることになり重大である。

については、国におかれては、下記の事項を講じられるよう、強く要望する。

- 1 生活扶助基準の引き下げを撤回すること。最低生活費の算定に当たっては、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する額にすること。
- 2 子どものいる世帯の生活保護基準をこれ以上引き下げないこと。生活保護世帯における貧困の連鎖を解消するため、子どもの貧困問題や貧困の連鎖の観点から生活保護制度のあり方を検討すること。
- 3 年金削減を見直し、最低保障機能を高めるとともに、高齢者・障がい者の貧困の問題に抜本的な取り組みを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月4日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	野 田 聖 子 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

無期転換阻止や派遣切りを許さない対策を求める意見書

本年、2018 年は、2013 年の労働契約法改正による、有期雇用から無期雇用への転換ルールが適用される最初の年であり、また、2015 年の労働者派遣法改正による、派遣労働者を派遣先に直接雇用する義務が適用される最初の年でもある。

これらの法改正は、2008 年のリーマン・ショック後の大量の派遣切り問題などを背景に、非正規雇用や派遣労働者といった不安定な雇用から労働者を守るためのものであり、それ以前の財界の意向に沿った派遣業種や非正規雇用の拡大路線への反省から行われたものである。

しかしながら、既に労働者の申し入れ権利を踏みにじる無期雇用への転換を阻止するルールを作っている企業等が多数あることが明らかにされており、有期雇用労働者の事実上のリストラを行う動きが出てきている。また派遣切りも発生しており、今後さらにこれらの事態が拡大していくことが危惧される。

企業等がコスト増を避けるために無期転換阻止や直接雇用阻止を行うことは法改正の主旨に反し、労働者の暮らしや権利を蔑ろにするものであり、到底認められない。

ついては、国におかれては無期転換阻止や派遣切りを許さず、無期雇用・直接雇用化のための対策を早急に打たれるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 10 月 4 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	野 田 聖 子 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

災害対策の抜本的強化を求める決議

台風24号が台風21号に続き襲来し全国で猛威をふるい、京都府域においても大きな被害が発生している。台風21号では、京都府域の広範な地域で強風による住宅被害が続出し、文化財への被害や倒木による長期の停電、農林漁業の被害など、府民生活と営業に甚大な被害を与えた。また、6月の大阪北部地震、7月西日本豪雨災害でもかつてないほどの深刻な被害が広がっている。これら災害の連続した発生は、救援・復旧活動の強化とともに、これまでにない抜本的な対策が必要であることを示している。

本府においては、現在の法律や制度を広く適用・運用することはもちろん、これまでの枠にとどまらず、全庁をあげて全ての被災者の救援・支援と復旧対策に踏み出すことが求められている。また、連続した災害により浮き彫りになった課題・問題点を徹底検証するとともに、府域の危険箇所等の総点検を行ない、府民の安全を守る対策をすみやかに講じるべきである。

ついては、京都府においては、以下の点について、とりくみをすすめられたい。

- 1 被災者の住宅再建に対して独自の支援を行なうこと。現在の被災者生活再建支援法は、支給額は少額で適用対象も限られており、この間の災害では、多くが「一部損壊」であるため、ほとんど対象にならない。国の法適用基準の改善を求めると共に、本府独自の地域再建被災者住宅支援事業を適用できるようにすることをはじめ、支給額の増額・対象を拡大すること。
- 2 農林漁業者の被害は深刻であり、特に林業被害などはまだ全容が把握途上である。被災した農林漁業者が一刻も早く経営を再開・継続できるよう支援策をさらに拡充すること。商店や工場など中小業者に対しても、営業再開・継続のための支援を拡充すること。
- 3 国直轄河川の支流、府管理河川などにおいて、堤防の溢水や内水氾濫などが発生し、家屋や道路、農地などに被害が出ている。河川整備計画や予算の前倒しをはかること。
- 4 土砂災害対策では、集中豪雨や地震により危険が高まっており、土砂災害対策をハード・ソフトともに強化し、急傾斜地対策工事等は前倒しして実施すること。
- 5 学校や通学路におけるブロック塀の改修への補助制度は、実情に応じてさらに拡充すること。市町村と連携して、地域の危険箇所の総点検と安全対策をすすめること。
- 6 市町村と連携し、避難所の環境改善、避難体制の見直しをすすめ、冷暖房設備や間仕切り、簡易ベッド、食料備蓄や情報伝達の資機材、また職員配置など、避難所の環境改善を行なうこと。高齢者・障害者など要支援者の避難体制などの見直しをさらに進めること。
- 7 職員の計画的増員と広域振興局や土木事務所を再編前に戻すことなど、災害時にすみやかな対応ができるようにすること。

以上、決議する。

平成30年10月4日

「京都子ども文化会館」の存続と充実を求める決議

「京都子ども文化会館」は、国際児童年を記念し、1982年に京都府と京都市が協力して設置された。開館以来35年間、青少年が芸術・文化を鑑賞し創造・発表する場として、また絵画、書道、合唱等の子ども文化教室等により青少年の健全育成に大きな役割を果たし地域に愛されてきた施設であり、府内唯一の「子ども」を冠した既存の施設には代え難い子どものための文化施設である。その存続と充実を求める運動が広がり、陳情書も提出されている。

ところが、「京都子ども文化会館あり方懇談会」の最終報告書が今議会に提出された。

懇談会での意見として「京都子ども文化会館」のよさや役割の重さ、子どもたちが文化を通じて育つことの大切さが出されていたにもかかわらず、「今後、多額の税金をかけて大規模改修や施設建替を行なうことに多くの府民・市民の理解を得るのは難しい」ことが示された。府はこれを受け指定管理者の来年度の募集停止が言明し、結局事実上の廃止を見据えたまとめとなっている。

わずか3回のあり方懇談会で「京都子ども文化会館」を廃止する方向を出すのはあまりにも拙速過ぎると関係団体等からも厳しい批判の声があがっている。

ついては、京都府においては、これまで多彩で豊かな青少年の文化・芸術活動を行ってきた「京都子ども文化会館」を存続させ、充実することを強く求める。

以上、決議する。

平成30年10月4日

京 都 府 議 会

家族・小規模農業の振興策の抜本的強化を求める決議

国連は、昨年12月20日、家族・小規模農業を関連政策の中心に位置づけることを目指し、2019年～2028年を「家族農業の10年」とする決議を日本政府を含む全会一致で採択した。

現在、世界の農業の約73%が1ha未満の家族・小規模農業であり、世界の農家の9割を占め、食料の8割を生産している。日本で2ha未満の小規模農家が78%、農業経営体の98%が家族経営体となっている。まさに、家族・小規模農業は地域の存続を語る生物多様性や環境保全、雇用創出、経済活性化のほか、貧困、飢餓の撲滅の上でも重要な役割を担っている。

一方で、市場のグローバル化、国際価格の乱高下、多国籍企業などによる土地収奪、種子の囲い込みなどに直面し、小規模・家族農業は危機的状況にある。

こうした中、安倍政権は農業の構造改革として、農地法、種子法廃止、特区等、家族・小規模農業を支援する基盤を壊す施策を進めている。

これらは、中山間地の小規模・家族農業を主体とする京都府の農業にも重大な影を落とすことにつながる。

については京都府においては、国に対し「家族農業の10年」の立場に立ち、家族・小規模農業への支援の強化を求めると同時に、本府としても「戸別所得補償」の復活など、小規模・家族農業への支援を抜本的に強化するよう強く求める。

以上決議する。

京 都 府 議 会

京都府議会定数について（コメント）

2018年10月4日

日本共産党京都府議員団

団長 前窪 義由紀

京都府議会は10月4日、議会運営委員会を開き、来春の府議会議員選挙にかかる定数について、「今回は現状維持」とする報告を議長に提出した。

京都府議会は、平成27年国勢調査確定値にもとづき、定数のあり方について、選挙区・定数等小委員会で7月から論議を行ってきた。わが党は、一票の格差を是正し、多様な民意を正確に府政に反映すること、定数削減ありきの論議はすべきでないこと、それらをふまえ熟議の上、全会派が一致して結論を出すこと、等求めてきた。

ところが9月28日の第四回小委員会で、自民党が突如「木津川・相楽郡選挙区」から「精華町」を分区し、定数1とし、全体定数を60から61にすること、また政務活動費の削減を合わせて提案した。

わが党は、木津川市等から提出されてきた選挙区定数増（2から3へ）を求める議会決議にも反し、しかも多様な民意が反映しにくく大政党に有利な一人区をつくる党利党略であること、さらに、議会運営上これまでの論議を無視する突然の提案で熟議する時間がないこと等指摘し、提案すること自体問題であることを厳しく批判した。

また、同提案に対し、10月1日、木津川市、和束町、笠置町、南山城村の各首長および議会議長がそろって、京都府議会議長と面会し、精華町単独の定数1選挙区を設ける案は「地域の思いを分断するものであり、決して容認できるものではありません」との要望書が提出された。

こうした中、10月2日第五回小委員会で、自民党会派から精華町分区案の取り下げを再提案せざるを得なくなった。その結果、自民党会派の突然の提案はすべて認められず、定数について現状維持となった。

これらは、自民党会派の激しい劣化と暴走ぶりを府民的に示したとともに、道理と府民の力でその狙いを阻止したものである。

わが党は、引き続き府民の多様な民意が議会に反映できるよう、また民主的な議会運営がなされるよう全力をあげる。

以上

選挙区・定数等に係る検討結果

平成30年10月4日
選挙区・定数等小委員会

(選挙区・定数等に係る検討の経緯)

- ・ 京都府議会では、平成31年一般選挙に向けた議員の選挙区・定数等の取扱いについて協議するため、平成30年7月12日、議会運営委員会に「選挙区・定数等小委員会」を設置し、公開の場で議論を重ねた。
- ・ 小委員会において取りまとめた結論は、以下に記載のとおりである。

1 「選挙区・定数等の現状」の点検等と課題

(1) 点検等の実施方法

- ・ 選挙区・定数等の現状について点検等を実施し、課題を抽出する。
- ・ 点検等の実施に当たっては、平成27年国勢調査人口を基本とし、直近の推計人口なども参考とする。

(2) 点検等に当たっての主な視点

- ・ 「一票の較差」の状況（現状、最大1.76倍）
- ・ 「逆転選挙区」の状況（現状、2通り）
- ・ 市町村議会での決議（木津川市及び相楽郡の区域に係る定数関係）
- ・ 全国の趨勢（公職選挙法の改正の経過、他の都道府県の状況等）
- ・ 前期までの経過
- ・ 府民視点

2 検討の結果

各派間で検討した結果について、次のとおり、取りまとめるものとする。

(1) 「一票の較差」について

- これまで、府議会としては「一票の較差」の是正に取り組んできたところであるが、平成27年国勢調査人口による較差は、最大で1.76倍にとどまっている。
- 今回については、(2)のイのとおり、選挙区について現状維持とするので、今後とも、「一票の較差」の状況について点検等を行い、必要があれば、是正がなされるよう努めるべきである。

(2) 議員定数及び選挙区について

ア 議員定数についての基本的方向性

- 議員定数は、多様な府民の意思を的確に府政に反映させるため、府民の理解が得られる必要定数とするべきである。

イ 平成31年一般選挙の取扱いについて

- 議員定数及び選挙区は、今回については、現状維持とする。